平成２６年（フ）第１０８号
長崎県長崎市江の浦町16番18号　相川アパート202
破産者　山口　艶子
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９７号
宮崎県都城市郡元３丁目18番地16
破産者　中井上　忠
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第７４号
鹿児島県鹿児島市星ケ峯１丁目16番93―31号
破産者　柳田　　繁
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１２７号
鹿児島県鹿児島市武岡１丁目121番６―603号
破産者　髙城　　寛
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１３０号
鹿児島県鹿児島市南郡元町16番６―201号
破産者　山下　昌宏
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第２１１号
千葉市美浜区幸町２丁目８番18棟208号
破産者　今井　　久
1　決定年月日　平成26年８月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０２６号
千葉市中央区白旗２丁目20番６号　コーポ秋葉202号
破産者　澤田　敏之
1　決定年月日　平成26年８月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０５４号
千葉県松戸市牧の原２番地の５牧の原公団住宅１街区14棟701号、開始決定時の住所千葉市花見川区検見川町５丁目2410番地１
破産者　大嶋　弘一
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３０号
長野県上田市御嶽堂2515番地６
破産者　信越化研株式会社
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第４８０号
相続開始時の住所神戸市兵庫区御崎本町１丁目１番６―503号
破産者　亡藤野博幸相続財産
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１６号
神戸市中央区生田町３丁目３番18号
破産者　有限会社スタジオファイブ
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４３号
被相続人の最後の住所鹿児島県鹿児島市清水町31番10―702号
破産者　被相続人亡赤井勝の相続財産
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５３８号
静岡県浜松市南区西島町581番地
破産者　株式会社三和製作所
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３８６号
静岡県磐田市豊島1360番地
破産者　有限会社杉浦オイルサービス
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第７８１号
京都市西京区大原野上里北ノ町563番地の７
破産者　株式会社マルブン金物店
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０６２号
最後の住所京都市西京区大原野東野町３番地の414
破産者　亡吉田博文相続財産
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１号
徳島市津田海岸町1136番地の４
破産者　片岡工芸有限会社
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１０号
奈良県御所市大字玉手33番地の７、開始決定時の住所奈良県葛城市疋田235番地14
破産者　垣田惠美子
1　決定年月日　平成26年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１２２号
奈良県御所市大字玉手33番地の７、開始決定時の住所奈良県葛城市疋田235番地14
破産者　垣田真由美
1　決定年月日　平成26年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係